

障害者差別解消法に係る相談事例等（令和3年度）

相談の別	障害の種別	相談内容	対応等
合理的配慮に関する相談	視覚障害	公共施設を利用する際に、ガイドヘルパーをつけるように言われた。別施設では、臨機応変に対応してくれているので同様の対応をしてほしい。	区から、当該施設の担当者へ電話で説明。該当の事案は確認できないとの回答であったが、今後相談があった際には建設的対話に努めるよう依頼。
合理的配慮に関する相談	身体障害	利用施設から、電動車いす利用者が施設を利用する際の合理的配慮等の対応について相談。	障害の状況により対応が異なるため、個々の状況と施設側の状況を勘案し、建設的な対話を心掛けること、対応できない場合は対応できない理由を説明する必要があることなどについて助言。
差別に関する相談	身体障害	歩行に杖が必要であるにも関わらず、会場の入り口で杖を預かるといわれた。傘はいいのに、杖がだめだというのはおかしい。	区から、当該施設の担当者へ電話確認をしたところ、杖の持ち込み制限はしておらず、社員の説明不足により誤解が生じたとのこと。相談者に説明をし、納得の上了承。
差別に関する相談	精神障害	物件紹介時に、精神疾患の有無等の記入欄があり記載したところ、審査に落ちた。納得がいかない。	審査対象に「精神疾患の有無」が入っているだけでは、障害を理由とした差別には当たらないが、事業者はその理由を説明する義務がある（東京都障害者権利擁護センターへ確認）ことを説明。納得がいかない場合の紛争解決の窓口と区の住宅相談窓口等を紹介。
環境の整備に関する相談		(なし)	